

令和7年度 小樽市内で新規創業する方、事業を拡大する方への 補助・助成制度のご案内

新規創業する方（新規創業者）には「創業支援補助金」、また、既に事業を行っている方（既存事業者）が商店街等（小樽市商店街振興組合連合会に属する商店街及び小樽市場連合会に属する市場）の空き店舗を活用して店舗を増設する場合や、異業種分野で創業する場合には「空き店舗対策支援事業助成金」をご利用いただけます。

補助・助成制度には要件がありますので、制度の詳細や申請手続きについては、このリーフレットの最後に記載した担当課にお問い合わせください。

1 新規創業者向けの補助制度

創業支援補助金

小樽市内の新規創業者に、事務所・店舗等（※事務所、店舗、工場その他事業の用に供する拠点）の家賃や内外装工事費を補助する制度です。

補助対象事業	内容	補助率	補助期間・補助限度額
事務所等家賃補助	創業後の事務所・店舗等の賃借料を補助します	1/2	補助期間は賃借料の支払6か月分までで、限度額は月額5万円 ※商店街等における店舗の場合は12か月分
内外装工事費補助	創業にあたり事務所・店舗等の内外装工事費を補助します（原則として工事は市内業者限定）	1/2	基本限度額は50万円 ①市外からの移住を伴う場合 80万円 ②40歳未満の場合 70万円 ①、②どちらも該当する場合 100万円

◇補助対象者

市内に事務所や店舗等を設置し、新たに創業する方で、次の要件を満たす方

※ただし、「別表 対象外業種」に該当する業種は除く

- ①本市創業支援等事業計画に基づく認定特定創業支援等事業による支援、又はそれと同程度であると市長が認める支援を受けていること
- ②許認可等を必要とする業種の創業にあっては、当該許認可等を受けること
- ③創業の日に、代表者となる方が市内に住所を有すること
- ④代表者となる方が市税を滞納していないこと
- ⑤中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する業種（農業、林業、漁業、金融・保険業以外）を行うための創業であること
- ⑥市内金融機関（北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、北海道信用金庫及び日本政策金融公庫）の新規創業者向け融資を利用すること

○商店街等における店舗に対する事務所等家賃補助の補助期間の延長をうける場合

⑦商店街等の組合に加入し、推薦を得ること

※次の方は補助対象外となります。

- ① 3親等以内の親族から事業を引き継ぐ方
- ② 仮設又は臨時の事務所等その設置が恒常的でない事務所等で事業を行う方
- ③ チェーンストア、フランチャイズ契約その他これらに類する契約に基づく事業を行う方
- ④ 国や道等の創業に対する補助制度を利用する方のうち、補助対象事業と重複した補助項目を有する補助を受ける方
- ⑤ 過去に小樽市創業支援補助金又は小樽市商業起業家定住促進事業助成金を受けたことがある方
- ⑥ 公序良俗に問題のある事業を営む方

※次の経費は補助対象経費となりません

- ① 消費税及び地方消費税に相当する額
- ② 補助対象者（法人にあっては、その役員を含む。）又は補助対象者の3親等以内の親族に支払う事務所等家賃及び店舗家賃
- ③ 補助対象者（法人にあっては、その役員を含む。）又は補助対象者の3親等以内の親族が、既に居住する住居の一部を事務所等に改修した場合のその事務所等家賃及び店舗家賃
- ④ 補助対象者（法人にあっては、その役員を含む。）又は補助対象者の3親等以内の親族に支払う内外装工事の費用

※特段の事情がなく、創業した日から3年以内に事業を廃業し、若しくは市外に移転したとき、又は創業の日に代表者となる方が市内に住所を有することとされている場合に創業した日から3年以内に代表者が市外へ転出したときは、補助金の返還を求める場合があります。

※補助事業の成果、事業所等の事業内容、収支及び決算などについて報告をいただくことがあります。

※内外装工事費補助を受ける場合、工事前後の写真が必要となります。また、基本的に市内事業者による施工を対象とします。

※商店街等（小樽市商店街振興組合連合会に属する商店街及び小樽市場連合会に属する市場）とは、次の商店街と市場のことをいいます。

【商店街（14）】

都通り商店街、サンモール一番街商店街、花園銀座商店街、都通り梁川商店街、公園通り商店街、花園北門商店街、堺町通り商店街、入船商店街、花園中央会、花園銀座3丁目商店会、稲穂本通り会商店会、稲穂大通商店会、駅前第一ビル商店会、サポート事業協同組合

【市場（5）】

南樽市場、新南樽市場、三角市場、小樽中央市場、鱗友朝市

2 既存事業者向けの助成制度

空き店舗対策支援事業助成金

既に事業を行っている市内事業者が、商店街等（小樽市商店街振興組合連合会に属する商店街及び小樽市場連合会に属する市場）において、空き店舗を活用して店舗の開設（市内移転を除く。）又は拡張する場合に、店舗家賃や内外装工事費の一部を助成します（内外装工事費助成は中心 7 商店街に開設又は拡張する場合。）。

補助対象事業	内容	補助率	補助期間・補助限度額
家賃助成	賃借店舗の家賃を助成します （拡張する場合は増額分）	1 / 2	助成期間は家賃の支払 6か月分までで、限度額 は月額5万円
内外装工事費助成	中心 7 商店街に店舗開設又は拡張する場合の当該店舗の内外装工事費を助成します（市内建設業者が実施する工事に限る）	1 / 2	限度額は30万円

◇助成対象者

上記のほか、次の要件を満たす方 ※ただし、「別表 対象外業種」に該当する業種は除く

- ①卸売業、サービス業、小売業を営む事業者であること
- ②営業が1週におおむね5日以上卸売・小売業、飲食業、サービス業を営む店舗であること
- ③商店街等の街路に面した1階部分に店舗を開設又は拡張する方
- ④市税の滞納がないこと（法人を設立する場合にあっては、代表者となる者のもの）
- ⑤許認可を必要とする業種については、当該許認可を受けていること
- ⑥商店街等の組合に加入し、推薦を得ること
- ⑦1年以上継続して営業する予定であること
- ⑧店舗の開設又は拡張前に助成対象者であることの認定を受けること

※次の方は助成対象外となります。

- ①当該店舗について、過去にこの助成金の交付を受けたことのある事業者
- ②日本チェーンストア、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会その他団体の会員
- ③キッチンカー等の移動販売又は屋台等の仮設店舗などにより事業を行う方
- ④国又は北海道若しくは小樽市その他の地方公共団体の助成制度を利用する方のうち、助成対象事業と重複した助成を受ける方
- ⑤公序良俗に反する事業を営む方

※次の経費は助成対象経費となりません

- ①消費税及び地方消費税に相当する額

※特段の事情がなく店舗を開設又は拡張した日から1年以内に当該店舗を閉鎖したときは、助成金の返還を求める場合があります。

※内外装工事費助成を受ける場合、工事前後の写真が必要となります。また、市内業者が実施する工事に限ります。

※小樽市商店街振興組合連合会に属する商店街及び小樽市場連合会に属する市場は P2 参照。

※中心 7 商店街：都通り商店街、サンモール一番街商店街、花園銀座商店街、都通り梁川商店街、公園通り商店街、花園銀座3丁目商店会及び稲穂大通り商店会

3 補助金・助成金に関するQ&A

Q1：既存事業とは別に異業種分野での創業を考えています。何か助成制度はありますか。

A：商店街等の空き店舗を活用する場合は、「空き店舗対策支援事業助成金」を利用できます。

Q2：「創業支援補助金」の要件に「認定特定創業支援事業による支援」とありますが、どのような支援を受ければいいのでしょうか。

A：小樽商工会議所が開設しているワンストップ相談窓口で創業支援を受けていただく、または小樽商人塾の研修を受講していただく必要があります。

Q3：昨年開業しましたが、開業後に補助金制度を知りました。申請は可能ですか。

A：開業後一年以内であれば創業支援補助金の申請が可能です。ただし、内外装工事費補助については創業の日の属する年度中の申請が必要となりますので、ご注意ください。

別表 対象外業種

業種分類	具体的な業種例
飲食業	食事の提供を主目的としないキャバレー、スナック、バー、ナイトクラブなど
金融・保険業	ゴルフ会員権売買業、商品券売買業など（保険媒介代理業、保険サービス業を除く。）
サービス業	
興信所	もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査を行う興信所、探偵業など
娯楽業等	風俗関連営業、パチンコホール、ビンゴゲーム場・射的場、スロットマシン場（射幸心をそそるもの）、芸妓場、ストリップ劇場、のぞき部屋、個室マッサージ、置屋、競輪・競馬の競技団体、競輪・競馬の予想業、場外馬券売場、場外車券売場、易断所、観相業、相場案内業（けい線屋）
旅館業	モーテル、ラブホテルなど
浴場業	特殊浴場のうち風俗関連営業
民間職業紹介業	芸妓周旋業
宗教等その他	宗教団体、政治団体など 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。） 学校法人など

【問い合わせ先】

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市役所別館4階

電話（代）0134-32-4111 FAX 0134-33-7432

◎ 創業支援補助金に関すること

小樽市産業港湾部産業振興課 （内線 263・264）

E-mail : sangyo-sinko@city.otaru.lg.jp

◎ 空き店舗対策支援事業助成金に関すること

小樽市産業港湾部商業振興担当 （内線 277・265）

商業労政課商業労政グループ

E-mail : syogyo-rosei@city.otaru.lg.jp